

第117期 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、有価証券投資業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託代理店業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

② 金融経済環境

2022年度の金融経済情勢を顧みますと、わが国経済は、物価上昇の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとの、個人消費を中心に緩やかに持ち直しました。一方で、生産は部材供給不足の影響が緩和したことなどから改善の動きがみられていましたが、秋頃から海外景気の減速などにより足踏みがみられました。

当行の営業基盤である千葉県経済においても、家計の消費活動に持ち直しの動きがみられるなど、県内景気は総じて緩やかな回復基調となりました。

金融面においては、日経平均株価は、欧米の金融引き締めの影響などにより、一進一退で推移しましたが、年度末の終値は小幅ながら2年ぶりの上昇となりました。また、長期金利は、12月に日本銀行が長期金利の変動幅を拡大したことなどを背景に、0.5%程度まで上昇する局面もありましたが、年度末にかけて世界的な金融不安の影響などを受け、0.3%程度まで下落しました。

③事業の経過及び成果

京葉銀行グループは、2021年度よりスタートした第19次中期経営計画「α ACTION PLAN 2024 ~さらなる進化~」で掲げる3つの基本戦略に基づき、以下の施策に取り組んでまいりました。

第19次中期経営計画

α ACTION PLAN 2024
~さらなる進化~

計画期間 2021年4月~2024年3月

「さらなる進化」に込めた想い

前第18次中計における取り組みを、本中計で新たなステージへ進化させることで、地域のお客さまとともに「成長の好循環」を生み出す。こうした私たちの姿勢、意思を込めています。

3つの基本戦略

| 課題解決型営業の強化 | 生産性の向上と人財の育成 | 経営基盤の強化 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 地域社会やお客さまの課題を発掘し、解決策の提示と実行支援に取り組む営業を強化します。 | デジタル技術を活用し、当行とお客さま双方の生産性向上を図るとともに、課題解決を行うための人財を育成します。 | リスクとコストを適切にコントロールすることで、経営基盤を強化し、地域とともに持続的な成長を目指します。 |

目標とする経営指標 (2024年3月期)



【コンサルティング機能の強化】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、物価上昇の影響が顕在化する中、引き続きお客さまの資金繰り支援を徹底するとともに、アフターコロナを見据えた課題解決の取り組みを強化しました。

法人のお客さまに対しては、コロナ禍での経営環境の変化に対応すべく、経営改善計画策定支援へ積極的に取り組んだほか、「資本性劣後ローン」の活用など、資本に踏み込んだ支援も行いました。また、新しい取り組みとして、生産性向上に向けた支援を行うため、「ICTコンサルティングサービス」^(注)を本格稼働させたほか、深刻な社会課題となっている事業承継問題や人手不足に対応するため、「人材紹介業務」を開始しました。

個人のお客さまに対しては、お一人おひとりのライフプランに合った最適な資産運用をご提供するため、りそなホールディングスとの提携施策として「京葉銀行ファンドラップ」の取り扱いを開始しました。また、高まる相続・資産承継ニーズにお応えすべく、信託・相続サービスのラインナップ拡充を図りました。

(注) ICTコンサルティングサービス：生産性向上を経営課題と捉えているお客さまに対し、相談から解決方法の提案、及びICT（情報通信技術）ツール導入の支援を行い、課題解決につなげるサービス。



【デジタル戦略の進化】

デジタル技術の活用を通じてお客さまや地域社会へ新たな価値を提供するため、4月に中長期的なデジタル戦略「POLESTAR計画」を策定し、さまざまな施策に取り組みました。

対面チャネルにおいては、店頭での待ち時間を短縮し、より快適にご来店いただくため、スマートフォンなどからいつでも予約可能な「来店予約サービス」を全店に拡大したほか、住宅ローン手続きの簡素化を図るため、「電子サイン契約」の取り扱いを開始しました。

非対面チャネルにおいては、来店不要でお取引が完結できるローン商品や住所変更手続きなどの各種オンラインサービスを拡充したほか、「投信口座Web開設サービス」を開始するなど、デジタル技術を活用し、お客さまの利便性向上に取り組みました。

なお、当行のこうした取り組みや戦略・体制等が評価され、10月に経済産業省より「DX認定事業者」の認定を受けました。

【サステナビリティへの取り組み】

サステナビリティ推進体制の高度化を図るため、5月に頭取を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置するとともに、持続可能な社会の実現に一層貢献するため、2021年度から2030年度までの10年間で7,000億円の実行を目標とする「ESG関連投融资目標」を設定しました。なお、2022年度までの実績は1,935億円となりました。

また、お客さまのサステナビリティ経営の高度化や環境保全活動に貢献していくため、「αBANK SDGsローン」やサステナビリティに関する取り組み状況を可視化できる「SDGs取組支援サービス」の取り扱いを開始しました。

加えて、地域の社会課題解決の取り組みとして、自然災害発生時に、自治体が必要な物資を円滑に調達できる枠組み「アルファバンク被災地応援プラットフォーム」参加者の拡大や、千葉県へ災害対策ローンの贈呈を行いました。さらに、千葉県内の飲食店や観光支援を通じた地域経済活性化を目的とする「京葉銀行創立80周年記念事業 デジタルdeスタンプラリー」を2023年3月末より実施しています。(2023年7月31日終了予定)



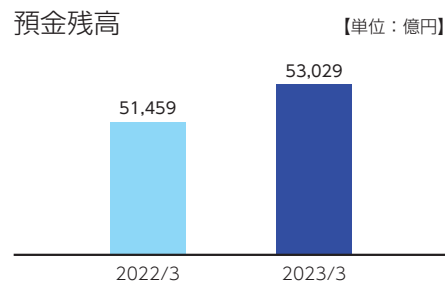
【株式会社りそなホールディングスとの戦略的業務提携】

2021年8月に締結した、りそなホールディングスとの戦略的業務提携では、デジタル・ソリューション・人材育成の3つの分野において、相互に情報・ノウハウを活用することで、地域の皆さまに最適なソリューションをお届けすることを目指しています。当年度は、新しいバンキングアプリ開発に係る基本合意書を締結したほか、シンジケートローンの共同組成や商談会の共催、本部及び営業店における人財交流などに取り組みました。

【当期の概要】

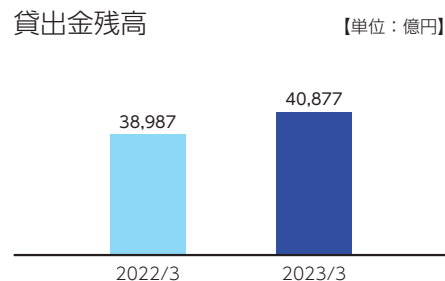
預 金

預金は、前期比1,569億円増加し5兆3,029億円となりました。このうち、個人預金は1,384億円増加し4兆2,163億円となり、預金全体に占める割合は79.5%となっております。



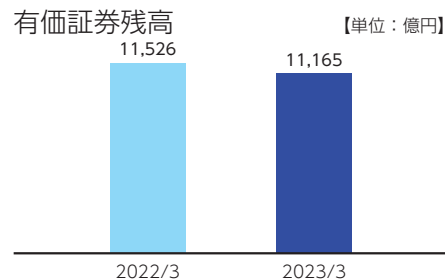
貸 出 金

個人向けや中小企業向けの貸出に積極的に取り組んだ結果、前期比1,890億円増加し4兆877億円となりました。このうち、個人及び中小企業に対する残高は、前期比1,010億円増加し3兆2,773億円となり、貸出金全体に占める割合は80.1%となっております。



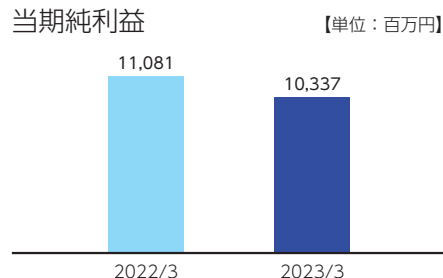
有価証券

国債等の償還に加え、欧米の金利上昇に対応しポートフォリオ改善のため外国債券等の圧縮を進めたことにより、前期比360億円減少し1兆1,165億円となりました。



経営成績

経常収益は、貸倒引当金戻入益や株式等売却益等の増加と、資金運用収益や役務取引等収益等の減少により、全体では前期比1億49百万円減少し646億21百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損等の増加と、営業経費や貸倒引当金繰入額等の減少により、全体では前期比8億42百万円増加し498億24百万円となりました。この結果、経常利益は前期比9億92百万円減少し147億96百万円、当期純利益は7億44百万円減少し103億37百万円となりました。



店 舗

2023年3月末において店舗数は、122カ店となっております。店舗外ATMについては、2023年3月末において、127カ所となっております。

また、多様化する資産運用ニーズにワンストップでお応えする、「京葉銀行SBIマネープラザ」(SBIマネープラザ株式会社との共同店舗)の店舗数は、2023年3月末において、2カ店となっております。

④当行が対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口構造の変化、気候変動や地政学リスクの高まり、物価上昇や欧米の金融政策変更に伴う影響などにより、先行き不透明な状況が続いています。また、ライフスタイルの変化やデジタル技術の進展を背景に、お客さまの課題やニーズは、年々多様化・高度化しています。

こうした中、京葉銀行グループは、第19次中期経営計画「α ACTION PLAN 2024～さらなる進化～」を推進しており、2023年度は計画の最終年度となります。計画で掲げた以下の3つの基本戦略に基づき、経営環境の変化にも揺るがない、持続可能なビジネスモデルの構築を図っていくとともに、地域経済の持続的発展へ積極的に貢献することで、地域やお客さまとの「確かな“きずな”を、未来へ。」とつなげてまいります。

【基本戦略① 課題解決型営業の強化】

お客さまのさまざまな課題にお応えするため、京葉銀行グループ一体でソリューション営業態勢の高度化を図るとともに、りそなホールディングスなど外部パートナーとの連携・協業にも積極的に取り組んでまいります。

法人のお客さまに対しては、経営者との継続的な対話を実施し、安定的な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、経営改善や事業承継、デジタル化や脱炭素化といった経営課題の解決に取り組むことで、お客さまの持続的な成長を支援してまいります。

個人のお客さまに対しては、お客さま本位の業務運営を第一に、家計の資産形成に資する商品・サービスラインナップの整備、お一人おひとりに寄り添った最適なプランニングの提供、長期的な信頼関係構築に向けたアフターフォローの充実に努めてまいります。

【基本戦略② 生産性の向上と人材の育成】

中長期的な企業価値向上を図るため、人材への積極的な投資を行い、お客さまの課題解決を担う専門ソリューションやデジタルなど、分野ごとに計画的な人材育成を図るとともに、女性やシニア活躍の推進、外部との人員交流拡大や中途採用強化などにより、「ダイバーシティ&インクルージョン」^(注1)をさらに推し進めてまいります。

また、現在開発中の次世代勘定系システムは、外部との柔軟な接続が可能であり、他行や異業種企業とも連携しながら、お客さまへ付加価値の高いサービスを提供してまいります。あわせて、行内のDX^(注2)推進を加速させることで、デジタルとリアルを最適に組み合わせた新しいビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

(注1) ダイバーシティ&インクルージョン：個人の多様性を尊重し、誰もが仕事や生活を充実させ、自分らしく活躍できる社会づくりに取り組むこと。

(注2) DX (Digital Transformation)：デジタル技術を活用することで、ビジネスモデルやサービスなどを、社会やお客さまのニーズを基に、より良いものへと変革していくこと。

【基本戦略③ 経営基盤の強化】

貸出や有価証券運用などの業務において、適切なリスクテイクを行うため、リスク管理態勢とコンプライアンス態勢のさらなる高度化を図ってまいります。

サステナビリティへの取り組みにおいては、脱炭素社会の実現に向け、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った開示項目の充実を図るとともに、サステナブルファイナンスなどの取り組みを通じたお客さま向け支援や当行グループのCO₂排出量削減へ積極的に取り組んでまいります。

最後に、本年3月31日に当行は、創立80周年を迎えることができました。90年、100年、そしてその先の未来に向け、全てのステークホルダーの皆さまからの信頼、ご期待にお応えできるよう、京葉銀行グループの役職員一同全力を尽くしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|
| 預 金 | 4,668,215 | 4,929,715 | 5,145,984 | 5,302,924 |
| 定期性預金 | 1,847,448 | 1,739,085 | 1,745,493 | 1,715,798 |
| その他 | 2,820,767 | 3,190,629 | 3,400,490 | 3,587,125 |
| 貸 出 金 | 3,694,226 | 3,875,676 | 3,898,706 | 4,087,773 |
| 個人向け | 1,617,299 | 1,687,695 | 1,740,215 | 1,767,192 |
| 中小企業向け | 1,378,688 | 1,423,631 | 1,436,101 | 1,510,179 |
| その他 | 698,239 | 764,349 | 722,389 | 810,401 |
| 商品有価証券 | 3,931 | 3,656 | 3,406 | 3,129 |
| 有 価 証 券 | 932,147 | 1,045,707 | 1,152,637 | 1,116,547 |
| 国 債 | 571,637 | 529,442 | 549,919 | 518,512 |
| その他 | 360,510 | 516,265 | 602,717 | 598,035 |
| 総 資 産 | 4,990,288 | 5,547,300 | 6,897,520 | 6,567,877 |
| 内国為替取扱高 | 14,543,625 | 14,190,346 | 14,430,380 | 14,578,544 |
| 外国為替取扱高 | 百万ドル 333 | 百万ドル 210 | 百万ドル 222 | 百万ドル 267 |
| 経 常 利 益 | 7,808 | 11,584 | 15,789 | 14,796 |
| 当 期 純 利 益 | 5,511 | 7,358 | 11,081 | 10,337 |
| 1株当たり当期純利益 | 42円11銭 | 56円32銭 | 86円02銭 | 81円39銭 |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

| | | | | | 当年度末 | |
|---|---|---|---|---|--------|-------|
| 使 | 用 | 人 | 数 | | 1,911人 | |
| 平 | 均 | 年 | 齢 | | 39年8月 | |
| 平 | 均 | 勤 | 続 | 年 | 数 | 17年3月 |
| 平 | 均 | 給 | 与 | 月 | 額 | 395千円 |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

| | | | | 当年度末 | |
|---|---|---|--|------|-------|
| 千 | 葉 | 県 | | 店 | うち出張所 |
| 東 | 京 | 都 | | 119 | (2) |
| 合 | | 計 | | 3 | (-) |
| | | | | 122 | (2) |

- (注) 1. 千葉県内119店には、インターネット支店（1カ店）、店舗内店舗方式で移転した布佐支店、佐倉山王出張所、西千葉支店、藤崎支店、大久保支店、五香出張所、誉田支店を、東京都内3店には、店舗内店舗方式で移転した品川支店を含んでおります。
 2. 上記のほか、両替出張所及び店舗外ATMを以下のとおり設置しております。

| | | | | | | 当年度末 |
|---|---|---|---|---|---|-------|
| 両 | 替 | 出 | 張 | 所 | | 2カ所 |
| 店 | 舗 | 外 | A | T | M | 127カ所 |

- ロ 1. 当年度新設営業所
 該当ございません。
 2. 当年度廃止営業所
 該当ございません。

(注) 当年度において両替出張所を1カ所、店舗外ATMを2カ所廃止いたしました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | |
|---------------|-------|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 7,786 |
|---------------|-------|

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容 | 金 額 |
|---------------|-------|
| ソ フ ト ウ ェ ア | 6,221 |
| 店 舗 投 資 等 | 665 |
| 事 務 機 器 投 資 等 | 898 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

ロ 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 資本金 | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|-------------------------------|------------------------|-------------------------------------|-----------|------------------|-----|
| 株式会社京葉銀 キャピタル& コンサルティング | 千葉市中央区千葉港 5番45号 | ファンド運営業務、M&A業務及び コンサルティング業務 | 百万円 50 | % 100 | — |
| 株式会社京葉銀 カード | 千葉市中央区本町 3丁目2番6号 | クレジットカード業務、金銭の貸付 並びに信用保証業務他 | 50 | 5 | — |
| 株式会社京葉銀 保証サービス | 千葉市中央区富士見 1丁目11番11号 | 住宅ローンを中心とする個人ローン の保証業務及び不動産の調査業務 | 30 | 5 | — |

(注) 連結される子会社及び子法人等は上記3社であり、持分法適用会社は該当ございません。

当期の連結経常収益は65,614百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10,390百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、3信用組合及び千葉県内の農業協同組合との提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社りそなホールディングスとの間で戦略的業務提携に関する協定を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|--------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----|
| 熊谷 俊行 | 取締役頭取 (代表取締役) 監査部 | | |
| 橋本 清 | 取締役副頭取 (代表取締役) リスク管理部 資産査定室 お客様相談室 秘書室 | | |
| 秋山 智 | 取締役 専務執行役員 営業統括部 法人営業部 個人営業部 | | |
| 市川 達史 | 取締役 常務執行役員 事務統括部 システム部 | | |
| 藤崎 一男 | 取締役 常務執行役員 資金証券部 総務部 | | |
| 小坂 裕巳 | 取締役 常務執行役員 営業企画部 デジタルビジネス推進部 | | |
| 秋山 勝貞 | 取締役 (社外取締役) | | |
| 内村 廣志 | 取締役 (社外取締役) | | |
| 戸部 知子 | 取締役 (社外取締役) | | |
| 上西 京一郎 | 取締役 (社外取締役) | 株式会社オリエンタルランド 特別顧問 株式会社みずほ銀行 社外取締役 (監査等委員) | |
| 稗田 一浩 | 常勤監査役 | | |
| 尾池 伸一 | 常勤監査役 | | |
| 小野 功 | 監査役 (社外監査役) | 株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役 | |
| 花田 力 | 監査役 (社外監査役) | 京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役 | |
| 岩原 淳一 | 監査役 (社外監査役) | | |

- (注) 1. 2022年6月28日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって、取締役常務執行役員佐藤聖治氏、取締役齋藤 康氏及び常勤監査役高橋弘一氏は退任いたしました。
2. 当行は、社外取締役秋山勝貞氏、内村廣志氏、戸部知子氏、上西京一郎氏及び社外監査役小野 功氏、花田 力氏、岩原淳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役岩原淳一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏名 | 地位 | 担当 |
|-------|--------|-----------------|
| 國井智之 | 常務執行役員 | 融資部 |
| 藤田剛 | 常務執行役員 | 経営企画部 人事部 東京事務所 |
| 吉田稔 | 執行役員 | 法人営業部長 |
| 須場泰彦 | 執行役員 | システム部長兼事務センター所長 |
| 牛川秀明 | 執行役員 | 営業統括部長 |
| 渡辺聡子 | 執行役員 | 人事部長 |
| 松木誠一郎 | 執行役員 | 営業企画部長 |
| 山崎資郎 | 執行役員 | 本店営業部長 |
| 喜多見貴 | 執行役員 | リスク管理部長 |
| 深山孝夫 | 執行役員 | 経営企画部長 |
| 笹川証 | 執行役員 | 資金証券部長 |

(2) 会社役員に対する報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年5月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬等諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

<取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

1. 役員報酬の基本的な考え方

- 当行の経営方針の実現に資する役員報酬とするべく、報酬基本方針を以下のとおり定める。
 - ・地域の实体经济の活性化を創造し、当行の利益ある成長と地域社会の発展を両立する。
 - ・健全なインセンティブを機能させ持続的かつ安定的な企業価値の向上に資する優秀な人材の確保・維持を図る。
 - ・客観性及び透明性のある決定プロセスで、ステークホルダーへの説明責任を果たす。

2. 報酬等の決定に関するガバナンス

- 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬等諮問委員会を設置し、別に定める「指名報酬等諮問委員会規定」に基づき、下記事項について審議・協議を行ったうえで、取締役会が同委員会からの助言・報告を踏まえて決定する。
 - ・取締役・監査役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
 - ・役員報酬に関する基本方針、取締役報酬規定等に関する事項
 - ・各取締役の報酬に関する事項
- 各監査役に対する報酬は、監査役の協議によって決定する。

3. 報酬水準

- 役員報酬の水準は、当行の経営環境及び同業他社の水準等を調査・分析したうえで、報酬基本方針に基づき決定する。

4. 報酬構成

(1) 社外取締役を除く取締役

- 社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭報酬として「基本報酬」「賞与」及び非金銭報酬として「業績連動型株式報酬」で構成する。
- 「基本報酬」は、役職位ごとの職責や役割に応じて支給する月額固定報酬とする。支給は、在任中毎月定期的に支払う。
- 「賞与」は、各事業年度の業績等を勘案し、当該年度末に在籍した取締役に対して原則として年1回支給する。賞与は、株主重視の経営意識を高めるため各事業年度の経営活動を反映する当期純利益の対前年度増減率を指標に採用し、指名報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会にて支給額を決定する。
- 「業績連動型株式報酬」は、経営戦略と報酬戦略を紐づけすることで、報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的に、「株式交付規定」に基づき年1回ポイントを付与し、退任後に株式を交付する。業績連動指標は、本業の収益力、効率性、健全性及び株価指数を採用し、中期経営計画の目標に対する達成度合で株式交付ポイントが変動する。
なお、取締役の職務に関し重大な違反があった者等については、付与済みの株式交付ポイントの没収若しくは交付済の株式等相当額の返還を請求できるものとする。
- 報酬構成割合は、基本報酬：賞与：業績連動型株式報酬の支給割合を概ね60：20：20とし、個々人の報酬総額の決定は上記3項目の各々の報酬額の合計となる。

(2) 社外取締役及び監査役

- 社外取締役及び監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性の確保のため、すべて固定報酬とする。支給は、在任中に毎月定期的に支払う。

<取締役等の報酬体系>

| 基本報酬 | 賞与 | 業績連動型株式報酬 |
|-------|--------|-----------|
| 金銭報酬 | | 非金銭報酬 ※ |
| 業績非連動 | 短期業績連動 | 中長期業績連動 |

※ 非金銭報酬には、当行株式の換価処分相当額の金銭を含みます。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等 | 報酬等の種類別の総額 | | |
|-----|------|-----|------------|--------|-------|
| | | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | |
| | | | 基本報酬 | 賞与 | 非金銭報酬 |
| 取締役 | 12名 | 274 | 162 | 63 | 47 |
| 監査役 | 6名 | 52 | 52 | — | — |
| 計 | 18名 | 327 | 215 | 63 | 47 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 2022年6月28日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
3. 賞与の金額は、当事業年度の役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、賞与の金額決定に係る指標である当期純利益(単体)の当事業年度の実績は103億37百万円です。
4. 非金銭報酬は、業績連動型株式報酬に基づく費用計上額を記載しております。なお、業績連動型株式報酬に係る業績連動指標の当事業年度の実績は、コア業務純益190億2百万円、OHR64.26%、自己資本比率10.88%、当行株価566円です。
5. 2011年6月29日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額480百万円以内、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は15名、監査役の員数は5名です。
6. 上記の報酬限度額とは別に、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止し、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額について、連続する3事業年度からなる対象期間ごとに440百万円(但し、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度は、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分の300百万円を含む740百万円)として決議いただいております。また、付与される株式数の上限として、1事業年度ごとに353,000株(但し、2022年3月末日で終了する事業年度は、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分の498,600株を上限として別途付与)としております。当該株主総会終結時の員数は、社外取締役を除く取締役6名、執行役員10名です。
7. 取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役その他第三者への委任は行っておりません。

(3) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 秋山 勝 貞 (社外取締役) | 会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。 |
| 内 村 廣 志 (社外取締役) | |
| 戸 部 知 子 (社外取締役) | |
| 上 西 京一郎 (社外取締役) | |
| 小 野 功 (社外監査役) | |
| 花 田 力 (社外監査役) | |
| 岩 原 淳 一 (社外監査役) | |

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲 | 契約の内容の概要 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当行取締役、 監 査 役 及び執行役員 | <p>当行は、保険会社との間で、当行の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p> |

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|-------------------|----------------------------------------------|
| 秋山 勝貞 (社外取締役) | — |
| 内村 廣志 (社外取締役) | — |
| 戸部 知子 (社外取締役) | — |
| 上西 京一郎 (社外取締役) | 株式会社オリエンタルランド 特別顧問 株式会社みずほ銀行 社外取締役(監査等委員) |
| 小野 功 (社外監査役) | 株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役 |
| 花田 力 (社外監査役) | 京成電鉄株式会社 相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役 |
| 岩原 淳一 (社外監査役) | — |

- (注) 1. 社外取締役上西京一郎氏が兼職しております株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。
 2. 社外監査役小野 功氏が兼職しております株式会社日立ソリューションズの親会社である株式会社日立製作所との間において、貸出金等の取引があります。
 3. 社外監査役花田 力氏が兼職しております京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言その他の活動状況 |
|------------------|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 秋山 勝貞 (社外取締役) | 7年9カ月 | 当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%) | 金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。 |

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言その他の活動状況 |
|-------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内村 廣志 (社外取締役) | 6年9カ月 | 当期開催の取締役会11回のうち、10回に出席しております。(出席率90.9%) | 金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。 |
| 戸部 知子 (社外取締役) | 2年9カ月 | 当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%) | 地方自治における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略や地域振興分野への取り組み等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。 |
| 上西 京一郎 (社外取締役) | 9カ月 | 当期開催の取締役会8回のうち、8回に出席しております。(出席率100%) | 企業経営者として長年培ってきた豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やお客さま本位の業務運営について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。 |
| 小野 功 (社外監査役) | 8年9カ月 | 当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%) | 豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 花田 力 (社外監査役) | 4年9カ月 | 当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%) | 企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 岩原 淳一 (社外監査役) | 2年9カ月 | 当期開催の取締役会11回のうち、11回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会12回のうち、12回に出席しております。(出席率100%) | 財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 小野 功氏は、上記のほか2006年6月から2010年6月まで4年間、社外監査役として在任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 8名 | 31 | — |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2022年6月28日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 395,014千株

発行済株式の総数 133,927千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 17,679名

(3) 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|-------------------------|------------|-----------|
| | 持株数等 千株 | 持株比率 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 11,869 | 9.37 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 6,335 | 5.00 |
| 株式会社千葉銀行 | 6,106 | 4.82 |
| 京葉銀行職員持株会 | 4,466 | 3.52 |
| 住友生命保険相互会社 | 3,561 | 2.81 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 3,459 | 2.73 |
| 損害保険ジャパン株式会社 | 3,378 | 2.66 |
| 千葉県民共済生活協同組合 | 3,100 | 2.44 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 2,969 | 2.34 |
| 住友不動産株式会社 | 2,509 | 1.98 |

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式(7,316千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式(1,046千株)は含まれておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況

| | 株式の交付を受けた者の人数 | 株式の数 |
|-------------------|---------------|---------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 1名 | 37,200株 |

(注) 当事業年度中に当行役員に対して当行が交付した当行の株式の状況を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2023年2月8日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

| | |
|-----------|------------|
| 消却した株式の種類 | 普通株式 |
| 消却した株式の総数 | 2,000千株 |
| 消却した日 | 2023年2月28日 |

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|--------------------------------------------------|----------------|----------------------------|
| E Y 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大村真敏 | (監査証明業務) 59 | (報酬等について監査役会が同意した理由) 注2 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保澤和彦 | (非監査業務) 2 | (非監査業務の内容) 注5 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は61百万円であります。
5. 非監査業務の内容は、予想信用損失モデルに基づく引当金に関する助言業務であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また上記のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等を勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。
- ② 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署をリスク管理部に置き、コンプライアンス体制を整備する。
- ③ コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」は、年度毎に策定し、取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。
- ④ 役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。
- ⑤ 市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。
- ⑥ 他の部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。
- ② 取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。

- ②各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
- ③内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
- ④大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
- ⑤取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。
- ②迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。
- ③執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。
- ④各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当行並びにその子会社から成る企業集団（以下「京葉銀行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という。）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
- ②グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
- ③当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。
- ④当行及びグループ各社は、グループ間の取引にあたり、銀行法の定めるアームズレングスルールをはじめ各法令等を遵守する。
- ⑤グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。
- ⑥「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者は、当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
- ②監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができる。
- ③監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、実効性の高い監督を行うため、取締役会を11回開催しました。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会決議事項の協議、その他行内規定に定めた重要事項を決定する経営会議を24回開催したほか、リスク管理委員会（12回）、ALM委員会（13回）、コンプライアンス委員会（13回）等を開催しました。

(2) リスク管理体制

リスク管理基本規定や各種リスク管理規定に従い、リスク管理委員会でリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行ったほか、ALM委員会では、リスクを極小化し収益を極大化すべく、資産・負債の総合管理について検討を行いました。

(3) コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況や今後の対応について協議（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況や反社会的勢力等との取引の遮断等についてコンプライアンス委員会において協議（11回）し、その内容を取締役会に報告しました。

(4) 京葉銀行グループにおける業務の適正の確保

統括部署である経営企画部は、グループ各社より適時・適切に業務状況等について報告を受け、一体的な経営管理を行っています。また、京葉銀行グループ全体として業務の適正が確保されるよう、当行の内部監査部門がグループ各社への監査を実施し、その内容を取締役会に報告しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、内部監査の実施状況について内部監査部門より報告を受けているほか、情報交換を毎月行っています。また、監査役と会計監査人及び内部監査部門は、それぞれの監査計画及び実施状況等について定期的に意見を交換するなど、監査の実効性を高めています。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

該当ございません。

12 その他

該当ございません。

第117期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------|------------------|---------------|------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 現金預け金 | 1,234,179 | 預金 | 5,302,924 |
| 現金 | 31,446 | 当座預金 | 77,115 |
| 預け金 | 1,202,733 | 普通預金 | 3,339,294 |
| コールローン | 3,614 | 貯蓄預金 | 141,358 |
| 商品有価証券 | 3,129 | 通知預金 | 10,541 |
| 商品国債 | 21 | 定期預金 | 1,715,798 |
| 商品地方債 | 3,107 | その他の預金 | 18,814 |
| 金銭の信託 | 3,024 | 譲渡性預金 | 51,000 |
| 有価証券 | 1,116,547 | コールマネー | 260,000 |
| 国債 | 518,512 | 債券貸借取引受入担保金 | 412,895 |
| 地方債 | 159,591 | 借入金 | 235,900 |
| 社債 | 91,913 | 借入金 | 235,900 |
| 株式 | 96,128 | 外国為替 | 113 |
| その他の証券 | 250,401 | 売渡外国為替 | 20 |
| 貸出金 | 4,087,773 | 未払外国為替 | 92 |
| 割引手形 | 5,903 | その他負債 | 5,343 |
| 手形貸付 | 22,195 | 未決済為替借 | 18 |
| 証書貸付 | 3,889,511 | 未払法人税等 | 906 |
| 当座貸越 | 170,163 | 未払費用 | 998 |
| 外国為替 | 9,524 | 前受収益 | 685 |
| 外国他店預け | 9,524 | 金融派生商品 | 168 |
| その他資産 | 36,377 | その他の負債 | 2,565 |
| 前払費用 | 94 | 賞与引当金 | 1,350 |
| 未収収益 | 3,290 | 役員賞与引当金 | 63 |
| 金融派生商品 | 83 | 退職給付引当金 | 371 |
| その他の資産 | 32,908 | 株式給付引当金 | 326 |
| 有形固定資産 | 56,977 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 291 |
| 建物 | 21,573 | 偶発損失引当金 | 1,074 |
| 土地 | 30,762 | 再評価に係る繰延税金負債 | 4,570 |
| 建設仮勘定 | 546 | 支払承諾 | 3,044 |
| その他の有形固定資産 | 4,095 | 負債の部合計 | 6,279,270 |
| 無形固定資産 | 16,761 | 純資産の部 | |
| ソフトウェア | 2,322 | 資本金 | 49,759 |
| ソフトウェア仮勘定 | 14,272 | 資本剰余金 | 39,704 |
| その他の無形固定資産 | 166 | 資本準備金 | 39,704 |
| 前払年金費用 | 2,698 | 利益剰余金 | 188,429 |
| 繰延税金資産 | 8,647 | 利益準備金 | 10,055 |
| 支払承諾見返 | 3,044 | その他利益剰余金 | 178,373 |
| 貸倒引当金 | △14,423 | 別途積立金 | 162,720 |
| 資産の部合計 | 6,567,877 | 繰越利益剰余金 | 15,653 |
| | | 自己株式 | △6,553 |
| | | 株主資本合計 | 271,340 |
| | | その他の有価証券評価差額金 | 10,225 |
| | | 土地再評価差額金 | 7,040 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 17,265 |
| | | 純資産の部合計 | 288,606 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 6,567,877 |

第117期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------------|---------------|---------------|
| 経常収益 | | 64,621 |
| 資金運用収益 | 46,579 | |
| 貸出金利息 | 35,130 | |
| 有価証券利息配当金 | 9,615 | |
| コールローン利息 | 65 | |
| 預け金利息 | 1,766 | |
| その他の受入利息 | 1 | |
| 役務取引等収益 | 12,009 | |
| 受入為替手数料 | 1,898 | |
| その他の役務収益 | 10,110 | |
| その他業務収益 | 336 | |
| 国債等債券売却益 | 333 | |
| 金融派生商品収益 | 3 | |
| その他経常収益 | 5,695 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 2,087 | |
| 償却債権取立益 | 3 | |
| 株式等売却益 | 3,361 | |
| 金銭の信託運用益 | 16 | |
| その他の経常収益 | 225 | |
| 経常費用 | | 49,824 |
| 資金調達費用 | 637 | |
| 預金利息 | 208 | |
| 譲渡性預金利息 | 1 | |
| コールマネー利息 | △58 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 486 | |
| 借入金利息 | 0 | |
| その他の支払利息 | 0 | |
| 役務取引等費用 | 4,571 | |
| 支払為替手数料 | 244 | |
| その他の役務費用 | 4,326 | |
| その他業務費用 | 8,544 | |
| 外国為替売却損 | 188 | |
| 商品有価証券売却損 | 19 | |
| 国債等債券売却損 | 8,312 | |
| 国債等債券償還損 | 23 | |
| 国債等債券償却 | 0 | |
| 営業経費 | 34,250 | |
| その他経常費用 | 1,821 | |
| 貸出金償却 | 1 | |
| 株式等売却損 | 43 | |
| 株式等償却 | 5 | |
| その他の経常費用 | 1,771 | |
| 経常利益 | | 14,796 |
| 特別損失 | | 101 |
| 固定資産処分損 | 47 | |
| 減損損失 | 53 | |
| 税引前当期純利益 | | 14,695 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,772 | |
| 法人税等調整額 | 1,586 | |
| 法人税等合計 | | 4,358 |
| 当期純利益 | | 10,337 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 現金預け金 | 1,234,268 | 預金 | 5,298,647 |
| コールローン及び買入手形 | 3,614 | 譲渡性預金 | 51,000 |
| 商品有価証券 | 3,129 | コールマネー及び売渡手形 | 260,000 |
| 金銭の信託 | 3,024 | 債券貸借取引受入担保金 | 412,895 |
| 有価証券 | 1,118,530 | 借入金 | 235,900 |
| 貸出金 | 4,087,888 | 外国為替 | 113 |
| 外国為替 | 9,524 | その他負債 | 8,924 |
| その他資産 | 40,396 | 賞与引当金 | 1,351 |
| 有形固定資産 | 56,992 | 役員賞与引当金 | 70 |
| 建物 | 21,574 | 退職給付に係る負債 | 935 |
| 土地 | 30,762 | 役員退職慰労引当金 | 5 |
| 建設仮勘定 | 546 | 株式給付引当金 | 326 |
| その他の有形固定資産 | 4,110 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 291 |
| 無形固定資産 | 16,764 | 偶発損失引当金 | 1,074 |
| ソフトウェア | 2,323 | 繰延税金負債 | 651 |
| ソフトウェア仮勘定 | 14,272 | 再評価に係る繰延税金負債 | 4,570 |
| その他の無形固定資産 | 168 | 支払承諾 | 3,044 |
| 退職給付に係る資産 | 5,150 | 負債の部合計 | 6,279,802 |
| 繰延税金資産 | 8,099 | 純資産の部 | |
| 支払承諾見返 | 3,044 | 資本金 | 49,759 |
| 貸倒引当金 | △14,546 | 資本剰余金 | 39,704 |
| 資産の部合計 | 6,575,882 | 利益剰余金 | 188,967 |
| | | 自己株式 | △6,553 |
| | | 株主資本合計 | 271,878 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 10,327 |
| | | 土地再評価差額金 | 7,040 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 1,294 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 18,662 |
| | | 非支配株主持分 | 5,538 |
| | | 純資産の部合計 | 296,079 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 6,575,882 |

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|------------------------|---------------|---------------|
| 経常収益 | | 65,614 |
| 資金運用収益 | 46,621 | |
| 貸出金利息 | 35,156 | |
| 有価証券利息配当金 | 9,630 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 65 | |
| 預け金利息 | 1,766 | |
| その他の受入利息 | 1 | |
| 役務取引等収益 | 12,720 | |
| その他業務収益 | 537 | |
| その他経常収益 | 5,735 | |
| 貸倒引当金戻入益 | 2,139 | |
| 償却債権取立益 | 4 | |
| その他の経常収益 | 3,591 | |
| 経常費用 | | 50,439 |
| 資金調達費用 | 637 | |
| 預金利息 | 208 | |
| 譲渡性預金利息 | 1 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | △58 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 486 | |
| 借入金利息 | 0 | |
| その他の支払利息 | 0 | |
| 役務取引等費用 | 4,658 | |
| その他業務費用 | 8,544 | |
| 営業経費 | 34,769 | |
| その他経常費用 | 1,828 | |
| その他の経常費用 | 1,828 | |
| 経常利益 | | 15,174 |
| 特別損失 | | 101 |
| 固定資産処分損 | 47 | |
| 減損損失 | 53 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 15,073 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,870 | |
| 法人税等調整額 | 1,608 | |
| 法人税等合計 | | 4,479 |
| 当期純利益 | | 10,594 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 204 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 10,390 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 京葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村真敏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 久保澤和彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 京葉銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村真敏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 久保澤和彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書

類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 京葉銀行 監査役会

| | | |
|------------|------|---|
| 常勤監査役 | 稗田一浩 | 印 |
| 常勤監査役 | 尾池伸一 | 印 |
| 監査役(社外監査役) | 小野功 | 印 |
| 監査役(社外監査役) | 花田力 | 印 |
| 監査役(社外監査役) | 岩原淳一 | 印 |

以上